

香川県条例第51号

香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例及び香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例

(香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	<p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、議長において、これらの提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 県民は、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>

(香川県議会情報公開条例の一部改正)

第2条 香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の公開等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 不服申立て（第18条—第20条）</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(公開請求権)</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の公開等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 不服申立て（第18条・第19条）</p> <p> <u>第3節 公文書の任意的な公開（第20条）</u></p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(公開を請求できるもの)</u></p>

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 略

(公文書の公開義務)

第7条 略

(1) 略

第5条 次に掲げるものは、議長に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあっては、そのものが有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 県の区域内に住所を有する個人
- (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県の区域内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県議会の事務に関し利害関係を有するもの

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものが県の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの 県議会の事務に関しそのものが有する利害関係の内容
- (3) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 略

(公文書の公開義務)

第7条 議長は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特

ア・イ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして議長が定める職にある公務員等の氏名を除く。）

エ 略

(2)・(3) 略

(4) 略

ア～エ 略

オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5)～(8) 略

(手数料)

第17条 略

定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして議長が定める職にある公務員等の氏名を除く。）

エ 略

(2)・(3) 略

(4) 県議会若しくは県議会以外の県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 略

オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5)～(8) 略

(手数料)

第17条 前条第1項の規定により公文書の公開を受けるものは、県公開条例

第20条 削除

第17条（第4項を除く。）の規定の例により、手数料を納入しなければならない。

第3節 公文書の任意的な公開

第20条 議長は、第5条各号に掲げるもの以外のものから、公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

2 第17条の規定は、前項の規定により公文書の公開を受けるものについて準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中香川県議会情報公開条例第7条第1号ウの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にされている第2条の規定による改正前の香川県議会情報公開条例第20条第1項の規定による公文書の公開の申出については、なお従前の例による。